

株 主 各 位

東京都墨田区堤通1丁目19番9号
大林道路株式会社
取締役社長 山 岡 礼 三

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 いよいよご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成20年6月24日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都墨田区堤通1丁目19番19号 株式会社大林組研修センター 1階 大研修室 |
| 3. 目的事項 報告事項 | 第77期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。ただし、代理人は1名とさせていただきます。

また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.obayashi-road.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、当初、企業部門の底堅さが持続し設備投資が増加するなど、景気は緩やかな回復基調でありましたが、原油価格の高騰や米国のサブプライムローン問題の影響による世界的な金融市場の混乱によって、景気の先行きに不透明感を残す状況となりました。

道路建設業界におきましては、公共工事は発注減少傾向が継続する中、改正建築基準法の施行による建築確認申請手続きの遅延により民間建設投資が大きく減少するなど、受注環境は一層厳しい状況にありました。

このような状況の下で、当社は工事施工高の向上を図るべく受注量の確保と製品販売に努めました結果、当期の受注高は前期に比べ11.1%増の約1,028億円、売上高は前期に比べ9.4%増の約947億円となりました。

利益につきましては、売上高が増加したことに加え、工事施工の生産性が大きく改善したことなどにより、売上総利益は前期に比べ約5億2千万円増の約66億4千万円、経常利益は前期に比べ約2億9千万円増の約14億3千万円となりました。

当期純利益につきましては、特別損失として設備の更新に伴う固定資産売却損を約1億1千万円及び遊休資産の減損損失を約8千万円計上いたしましたので、前期に比べ約2千万円減の約4億9千万円となりました。

(2) 部門別の概況

① 工事部門

当期の受注高は、官公庁工事が前期に比べ52.9%増の約300億円、民間工事は1.3%減の約576億円となりましたので、工事部門の総受注高は前期に比べ12.3%増の約876億円となりました。

また、完成工事高は前期に比べ10.3%増の約795億円、完成工事総利益は完成工事高の増加に伴い、前期に比べ12.9%増の約50億4千万円となりました。

工事部門における主な受注工事及び完成工事は、次表のとおりであります。

[主要受注工事]

| 発注者 | 工事名 | 工事場所 |
|--------------|----------------------------------|------|
| 防衛省 北海道防衛局 | 北恵庭(19)舗装等整備工事 | 北海道 |
| 秋田市 | 公共下水道保戸野幹線築造工事 | 秋田県 |
| 国土交通省関東地方整備局 | 流山地区電線共同溝工事 | 千葉県 |
| 千代田区 | 千鳥ヶ淵四季の道整備工事 | 東京都 |
| 堺市 | (仮称)堺臨海部サッカー・ナショナルトレーニングセンター整備工事 | 大阪府 |
| 西日本高速道路株式会社 | 山陰自動車道 出雲舗装工事 | 島根県 |
| 阿南市 | 南向トノ町汚水管渠築造工事 | 徳島県 |

[主要完成工事]

| 発注者 | 工事名 | 工事場所 |
|--------------|------------------------|---------|
| 国土交通省東北地方整備局 | 長町駅前道路舗装工事 | 宮城県 |
| 東日本高速道路株式会社 | 関越自動車道 所沢管内舗装補修工事 | 東京都・埼玉県 |
| トヨタ自動車株式会社 | 沼津市高砂町計画宅地造成工事 | 静岡県 |
| 阪神高速道路株式会社 | 舗装補修工事 (19-4-1堺) | 大阪府 |
| 中日本高速道路株式会社 | 北陸自動車道 敦賀管理事務所管内舗装補修工事 | 滋賀県・福井県 |
| 国土交通省中国地方整備局 | 国道2号入船電線共同溝工事 | 広島県 |
| 内閣府沖縄総合事務局 | 那覇空港誘導路改良工事 | 沖縄県 |

② 製品部門等

当期のアスファルト合材その他製品販売は、原油高によるストレートアスファルト価格の高騰で製造原価が大幅に増加し、販売価格の値上げに努めましたが、公共工事の縮小によるアスファルト合材の需要の減少もあって販売価格競争が激しく、製品売上高は前期に比べ4.7%増の約152億円と増加したものの、製品売上総利益は前期に比べ3.2%減の約16億円となりました。

③ 当期の部門別受注高、売上高及び繰越高

(単位：百万円)

| 部門別 | 前 繰 越 高 | 当 受 注 高 | 当 売 上 高 | 次 繰 越 高 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 工 事 部 門 | 32,866 | 87,650 | 79,515 | 41,001 |
| 製 品 部 門 等 | — | 15,248 | 15,248 | — |
| 計 | 32,866 | 102,899 | 94,764 | 41,001 |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 資金調達の状況

当期は、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当期の設備投資額は約18億円で、その主なものはアスファルトプラント及び建設廃材の中間処理設備の更新、営業所の建て替えであります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 項 目 | 第 74 期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで) | 第 75 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで) | 第 76 期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで) | 第77期(当期) (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで) |
|------------|---|---|---|---|
| 受 注 高 | 82,830 | 89,936 | 92,604 | 102,899 |
| 売 上 高 | 88,146 | 89,979 | 86,631 | 94,764 |
| 当 期 純 利 益 | 418 | 500 | 518 | 495 |
| 1株当たり当期純利益 | 8円95銭 | 10円73銭 | 11円10銭 | 10円62銭 |
| 総 資 産 | 76,285 | 78,522 | 77,874 | 78,194 |
| 純 資 産 | 23,039 | 22,257 | 22,644 | 22,843 |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
3. 第76期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

<参考>連結決算の推移

(単位：百万円)

| 項 目 | 第 74 期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで) | 第 75 期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで) | 第 76 期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで) | 第77期(当期) (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで) |
|------------|---|---|---|---|
| 受 注 高 | 84,353 | 91,504 | 93,861 | 103,182 |
| 売 上 高 | 89,710 | 91,600 | 88,139 | 95,048 |
| 当 期 純 利 益 | 426 | 556 | 464 | 551 |
| 1株当たり当期純利益 | 9円06銭 | 11円85銭 | 9円96銭 | 11円82銭 |
| 総 資 産 | 76,972 | 79,161 | 78,106 | 78,495 |
| 純 資 産 | 23,193 | 22,464 | 22,794 | 23,049 |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社大林組であり、同社は当社の株式18,746千株（議決権比率40.66%）を保有いたしております。

親会社とは、建築外構工事、土木工事などを通じて一定の取引があり、今後とも安定的な取引を継続し、必要な情報・技術などの交流を図り、緊密な関係を維持していく所存であります。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 百万円 | 出 資 比 率 % | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 東洋テクノ建設株式会社 | 50 | 100 | スポーツ関連工事等 |
| 東洋パイプライン株式会社 | 50 | 100 | 管更生工事等 |

(7) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続き輸出が増加基調で推移し、景気は緩やかに回復していくと期待されますが、サブプライムローン問題を背景とする米国経済の景気後退懸念や株式・為替市場の変動、原油価格の動向など、景気の下振れリスクが高まっており、不透明な状況が継続するものと思われま

す。道路建設業界におきましては、改正建築基準法施行の影響が収束する中で民間建設投資は減速しながらも底堅く推移するものと思われま

すが、公共工事の発注減少による価格競争の激化や原油価格をはじめとする原材料費の高騰などにより、依然として厳しい状況が続くものと思われま

当社は、このような情勢の下で、営業・工事・製品の各部門の一層の連携を図り、情報を集約することにより利益を安定的に確保できる体制を構築し、経営基盤である舗装工事業、土木工事業及び合材事業において一層の収益力を上げる所存であります。さらに、経営の合理化・効率化の実践により間接経費の圧縮を進め、また高度化する顧客ニーズに的確に対応するなど競争力の強化とともに、建設関連新規事業への拡大を図り市場での確固たる地位を築き、絶えず成長する企業を目指していく所存であります。

(8) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社は建設業法により、特定建設業者〔(特-19)第2523号〕として国土交通大臣の許可を受け、建設業及びこれに関連する事業を行っております。

その主な内容は、舗装工事、土木工事及び建築工事の請負並びにアスファルト合材の製造・販売及び再生砕石の製造・販売等であります。

(9) 主要な営業所等（平成20年3月31日現在）

本 店 東京都墨田区堤通1丁目19番9号

支 店 関東支店(東京都千代田区)、大阪支店(大阪市)、
北海道支店(札幌市)、東北支店(仙台市)、北信越支店(新潟市)、
中部支店(名古屋市)、中国支店(広島市)、九州支店(福岡市)、
四国支店(高松市)

営 業 所 全国各地51カ所

アスファルト混合所 全国各地47カ所(うちシーロフレックス製造センター2カ所)

そ の 他 技術研究所(東京都清瀬市)、機械センター(埼玉県久喜市)

子 会 社 東洋テクノ建設株式会社(東京都墨田区)

東洋パイプリーノバート株式会社(東京都墨田区)

(10) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

| 従 業 員 数 | | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 期 末 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | | |
| 1,091名 | 48名増 | 41.5歳 | 16.9年 |

(注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか、契約社員及びパートタイマーを期中平均204名雇用しております。

(11) 主要な借入先の状況 (平成20年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|----------------|----------|
| 株式会社 三菱東京UFJ銀行 | 2,600百万円 |
| 株式会社 三井住友銀行 | 2,000百万円 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 1,650百万円 |
| 農林中央金庫 | 1,250百万円 |

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成20年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 46,818,807株
- (3) 株主数 5,533名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|----------|----------|--------|
| | 持株数 | 議決権比率 |
| 株式会社 大林組 | 18,746千株 | 40.66% |

(注) 議決権比率は議決権数46,100個に基づいて算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

| 氏名 | 会社における地位 | 担当及び他の法人等の代表状況等 |
|------|----------|---------------------------|
| 山岡礼三 | 代表取締役社長 | |
| 石井哲夫 | 代表取締役 | 専務執行役員 経営全般、工事部門統括・合材事業担当 |
| 宮下千里 | 取締役 | 専務執行役員 経営全般 |
| 樋口一義 | 取締役 | 専務執行役員 大阪支店長 |
| 水谷裕 | 取締役 | 専務執行役員 中部支店長 |
| 鈴木克博 | 代表取締役 | 常務執行役員 事務部門統括 |
| 栗本正義 | 常勤監査役 | |
| 原利充 | 常勤監査役 | |
| 鹿島晃 | 監査役 | 株式会社大林組監査室長 |
| 小柳郁夫 | 監査役 | 株式会社大林組執行役員 |

- (注) 1. 監査役栗本正義氏、監査役鹿島晃氏及び監査役小柳郁夫氏の3名は、社外監査役であります。
2. 監査役栗本正義氏、監査役原利充氏、監査役鹿島晃氏及び監査役小柳郁夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役栗本正義氏は、株式会社大林組の監査室長を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査役原利充氏は、当社の経理部長を平成7年6月から平成16年6月までの9年間担任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役鹿島晃氏は、株式会社大林組の監査室長を務めるなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役小柳郁夫氏は、株式会社大林組のグループ事業統括室長として同社の子会社の財務・会計を統括監理しておりましたので、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 平成20年4月1日付けで取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

| 氏名 | 会社における地位 | 担当及び他の法人等の代表状況等 |
|------|----------|-----------------|
| 樋口一義 | 取締役 | 専務執行役員 大阪支店駐在 |
| 水谷裕 | 取締役 | 専務執行役員 営業部門統括 |
| 鈴木克博 | 取締役 | 常務執行役員 中国支店長 |

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 | 摘 要 |
|--------------------|------------|------------------|--|
| 取 締 役 | 6名 | 152百万円 | 取締役報酬限度額は、月額15百万円以内 (平成17年6月定時株主総会決議) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 2名 (1名) | 35百万円 (18百万円) | 監査役報酬限度額は、月額3百万円以内 (平成4年6月定時株主総会決議) |

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支払っておりません。

2. 当期末現在の取締役の人数は6名、監査役の人数は4名であります。そのうち非常勤監査役2名に対しては、報酬を支払っておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

| 氏 名 | 会社における地位 | 主 な 活 動 状 況 |
|---------|-----------|---|
| 栗 本 正 義 | 社 外 監 査 役 | 当期開催の取締役会11回及び監査役会7回すべてに出席し、主にコンプライアンスの観点から議案、審議等につき適宜必要な発言を行っております。 |
| 鹿 島 晃 | 社 外 監 査 役 | 当期開催の取締役会11回及び監査役会7回すべてに出席し、株式会社大林組監査室長としての観点から適宜必要な発言を行っております。 |
| 小 柳 郁 夫 | 社 外 監 査 役 | 当期開催の取締役会11回のうち6回に、また、監査役会7回のうち5回に出席し、株式会社大林組グループ事業統括室長として、同社の企業集団における業務適正を確保する観点から適宜必要な発言を行っております。 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度までとする契約を締結しております。

<参考：執行役員>（平成20年4月1日現在）

| 氏名 | 会社における地位 | 担当 |
|-------|----------|---------------------|
| 山岡礼三 | ※社長 | |
| ◎石井哲夫 | ※専務執行役員 | 経営全般、工事部門統括・合材事業担当 |
| 宮下千里 | ※専務執行役員 | 経営全般 |
| 樋口一義 | ※専務執行役員 | 大阪支店駐在 |
| ◎水谷裕 | ※専務執行役員 | 営業部門統括 |
| 庄野豊 | 専務執行役員 | エンジニアリング担当 |
| 鈴木克博 | ※常務執行役員 | 中国支店長 |
| 堅田浩 | 常務執行役員 | 内部統制担当 |
| 山田正隆 | 常務執行役員 | 東北支店長 |
| 梶太郎 | 常務執行役員 | 技術研究所担当 |
| 河内隆秀 | 常務執行役員 | 安全品質環境担当 |
| ◎青沼晴雄 | 常務執行役員 | 大阪支店長 |
| ◎伊藤久重 | 常務執行役員 | 関東支店長 |
| 田中實 | 執行役員 | 中部支店長 |
| 森則夫 | 執行役員 | 営業担当 |
| 川田文和 | 執行役員 | 総務部長、人事・経理・情報システム担当 |
| 坪内卓夫 | 執行役員 | 工務部長 |
| 濱田道博 | 執行役員 | 合材事業部長、経営企画担当 |
| 平井正哉 | 執行役員 | 特殊工法・管路担当 |
| 朝倉勉 | 執行役員 | 大阪支店副支店長 |

(注) 1. ※印は取締役であります。

2. ◎印は平成19年6月26日開催の第76期定時株主総会後の取締役会において昇任した執行役員であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 新日本監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 24百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人から、財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法律上の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、法律上の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する。

取締役会は取締役8名以内により構成し、各取締役は経営の意思決定と業務執行を行うとともに、取締役、執行役員及び使用人の業務執行を監督する。

監査役会は、監査役4名以内（うち社外監査役半数以上）により構成し、「監査役会会則」に則り、取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令または定款等に適合しているかを監査するなど取締役の業務の執行状況の監査を行うとともに、計算書類等の適正性を確保するため会計監査を実施する。

会計監査人は、独立の立場から計算書類等の監査を行う。

② 企業倫理委員会

企業倫理遵守のための基本方策の策定など、企業倫理に関する重要事項を審議し、社内における企業倫理遵守の徹底を図るため、企業倫理委員会を設置し、定期的を開催する。

③ 内部監査の実施

「内部監査規程」の定めにより、内部監査部門である監査・内部統制室が、監査役及び会計監査人の監査とは独立して各部門の業務執行状況及び内部統制システムの監査を専ら担任する。

④ 社内規定の整備・運用

当社役員の行動規範として「企業倫理綱領」を定め、役職員に周知徹底し、企業倫理意識の定着を図る。また、「インサイダー取引防止規程」、「個人情報取扱規程」等法令遵守のための個別規定を整備、運用する。

⑤ 内部通報制度

法令・定款に違反するおそれがある事項を、当社の全職員から直接通報するための通報制度を設ける。

⑥ 独占禁止法遵守に関する誓約書

独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪）の遵守徹底を図るため、全店の部長職以上の役職者に対し、「独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪）に違反する行為は絶対に行わない」旨の誓約書の提出を義務付ける。

⑦ 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合はこれを拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 「文書の保存・管理に関する規程」の整備・運用

「文書の保存・管理に関する規程」の定めにより、法令、その他ガイドライン等に従い、業務上の必要性を勘案のうえ保存期間を定め、整備、運用する。

② 定期的監査の実施

監査・内部統制室は、各部門における情報の保存・管理の運用状況を定期的に監査する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要な意思決定の決裁権限の明確化

重要な意思決定事項に関し、「取締役会会則」、「経営会議内規」、「決裁等に関する基準規程」等により決裁権限を明確化する。

② 「危機管理対策規程」の整備・運用

危機の未然防止に努めるとともに、万一、危機が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行い、業績への影響やダメージを最小限に食い止めることを目的とする「危機管理対策規程」を整備、運用する。

- ③ 危機管理の構築
危機管理の構築の機関としては、企業倫理委員会がその任に当たる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営会議
取締役を中心とするメンバーによる経営会議で詳細かつ迅速な意思決定を実現する。
- ② 執行役員制度
業務執行に専念する執行役員を設けることにより、効率的な業務執行を実現する。

(5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の指導・管理
経営状況の把握等は経営企画部が行う。なお、子会社等の営業・人的支援に係る指導部署をそれぞれ別に定め、その部署が当該子会社等の業務に係る指導、管理を行う。
- ② グループ会社の重要事項の審議
当社取締役会において、グループ会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、グループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定する。
- ③ グループ会社への役員派遣
グループ会社の取締役、執行役員または監査役として当社役職員を原則1名以上派遣するものとする。派遣された当社役職員は、当該グループ会社の業務の適正の確保に努めるとともに、万一、法令・定款に違反するおそれがある事実及びグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当社取締役及び監査役に報告する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は、内部監査の結果及び法令・定款に違反するおそれがある事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を監査役に報告する。

上記のほか、監査役は、取締役に対し、経営上の重要な事実の報告を求めることができる。

② 重要な会議への参加

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるができる。

③ 代表取締役との定期的会合

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する。

④ 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備

上記のほか、監査役は取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請することができる。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

| 資 産 の 部 | 百 万 円 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | 百 万 円 |
|---------------------|----------|-------------------------|----------|
| (資 産 の 部) | (78,194) | (負 債 の 部) | (55,351) |
| 流 動 資 産 | 56,953 | 流 動 負 債 | 47,839 |
| 現金及び預金 | 6,439 | 支 払 手 形 | 13,541 |
| 受 取 手 形 | 5,566 | 工 事 未 払 金 | 14,917 |
| 完成工事未収入金 | 26,634 | 買 掛 金 | 4,281 |
| 売 掛 金 | 3,724 | 短 期 借 入 金 | 6,200 |
| 販売用不動産 | 29 | 未 払 金 | 490 |
| 未成工事支出金 | 11,765 | 未 払 費 用 | 1,037 |
| 材 料 貯 蔵 品 | 438 | 未 払 法 人 税 等 | 716 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 605 | 未 成 工 事 受 入 金 | 5,385 |
| 未 収 入 金 | 1,351 | 預 り 金 | 372 |
| そ の 他 | 442 | 完 成 工 事 補 償 引 当 金 | 55 |
| 貸倒引当金 | △44 | 工 事 損 失 引 当 金 | 397 |
| 固 定 資 産 | 21,241 | 設 備 関 係 支 払 手 形 | 72 |
| 有 形 固 定 資 産 | 17,218 | そ の 他 | 369 |
| 建 物 ・ 構 築 物 | 3,069 | 固 定 負 債 | 7,511 |
| 機 械 ・ 運 搬 具 | 2,023 | 長 期 借 入 金 | 1,300 |
| 工 具 器 具 ・ 備 品 | 222 | 再評価に係る繰延税金負債 | 2,062 |
| 土 地 | 11,837 | 退 職 給 付 引 当 金 | 4,065 |
| 建 設 仮 勘 定 | 65 | そ の 他 | 83 |
| 無 形 固 定 資 産 | 317 | (純 資 産 の 部) | (22,843) |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,704 | 株 主 資 本 | 22,613 |
| 投 資 有 価 証 券 | 604 | 資 本 金 | 6,293 |
| 関 係 会 社 株 式 | 171 | 資 本 剰 余 金 | 6,095 |
| 長 期 貸 付 金 | 7 | 資 本 準 備 金 | 6,095 |
| 破 産 債 権 ・ 更 生 債 権 等 | 499 | 利 益 剰 余 金 | 10,267 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,546 | 利 益 準 備 金 | 952 |
| 長 期 保 証 金 | 577 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 9,315 |
| 長 期 預 金 | 300 | 圧 縮 記 帳 積 立 金 | 12 |
| 会 員 権 等 | 526 | 別 途 積 立 金 | 8,500 |
| そ の 他 | 68 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 803 |
| 貸倒引当金 | △596 | 自 己 株 式 | △43 |
| 資 産 合 計 | 78,194 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 230 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 251 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △1 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | △19 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 78,194 |

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------|-----------|-------------|---------------|-----------------|---------------|-------|---------------|---------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 自 己 式 株 資 合 計 | 主 本 計 |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 合 計 | | |
| | | | | 圧 縮 記 帳 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | | |
| 平成19年3月31日 残 高 | 6,293 | 6,095 | 6,095 | 952 | 13 | 7,504 | 1,578 | 10,048 | △36 | 22,401 |
| 当 期 中 の 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | - | - | - | - | △0 | - | 0 | - | - | - |
| 別途積立金の積立 | - | - | - | - | - | 995 | △995 | - | - | - |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | - | △139 | △139 | - | △139 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | - | 495 | 495 | - | 495 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | - | - | - | △6 | △6 |
| 土地再評価差額金取崩額 | - | - | - | - | - | - | △136 | △136 | - | △136 |
| 株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期中の変動額合計 | - | - | - | - | △0 | 995 | △775 | 218 | △6 | 212 |
| 平成20年3月31日 残 高 | 6,293 | 6,095 | 6,095 | 952 | 12 | 8,500 | 803 | 10,267 | △43 | 22,613 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | 純 資 産 合 計 | |
|---------------------------|------------------|---------|--------------|------------------------|-----------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 平成19年3月31日 残 高 | 398 | - | - | △156 | 242 | 22,644 |
| 当 期 中 の 変 動 額 | | | | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | - | - | - | - | - | - |
| 別途積立金の積立 | - | - | - | - | - | - |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | △139 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 495 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | △6 |
| 土地再評価差額金取崩額 | - | - | - | - | - | △136 |
| 株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額) | △147 | △1 | 136 | △12 | △12 | △12 |
| 当期中の変動額合計 | △147 | △1 | 136 | △12 | △12 | 199 |
| 平成20年3月31日 残 高 | 251 | △1 | △19 | 230 | 230 | 22,843 |

個別注記表

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

| | |
|-----------------|---|
| 満期保有目的の債券 | 償却原価法(定額法) |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

| | |
|-----------------|-------------|
| 販売用不動産及び未成工事支出金 | 個別法による原価法 |
| 材料貯蔵品 | 先入先出法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっている。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)については定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

過去勤務債務は、各事業年度の発生時に一括費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による均等額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は工事完成基準によっている。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建予定取引に対するヘッジ手段として為替予約取引を行っている。借入金の利息に対するヘッジ手段として金利スワップ取引を行っている。

③ ヘッジ方針

社内管理規程に従い、特定の資産及び負債の有する為替変動リスクまたは金利変動リスクを、保有期間をとおして効果的にヘッジする目的で利用している。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺する取引を行っているため、有効性の判定を省略している。

なお、金利スワップについては、特例処理適用の判定をもって有効性の判定に代えている。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(8) 重要な会計方針の変更

① 会計処理の変更

有形固定資産の減価償却の方法の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより従来の方法による場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ37百万円減少している。

(追加情報)

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

これにより従来の方法による場合と比較して、営業利益が84百万円、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ85百万円減少している。

② 表示方法の変更

イ. 前期まで区分掲記していた営業外収益の「手数料収入」(当期10百万円)は当期において重要性が減ったため、当期より「その他営業外収益」の中に入れて表示している。

ロ. 前期まで特別利益の「その他特別利益」の中に入れて表示していた「固定資産売却益」は当期において重要性が増したため、当期より区分掲記している。なお、前期における「固定資産売却益」の金額は2百万円である。

ハ. 前期まで特別損失の「その他特別損失」の中に入れて表示していた「事務所等撤去費用」は当期において重要性が増したため、当期より区分掲記している。なお、前期における「事務所等撤去費用」の金額は6百万円である。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産は、差入保証金の代用として差入れている。

| | |
|--|-----------|
| 投資有価証券 | 20百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,285百万円 |
| (3) 受取手形割引高 | 976百万円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権、債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 8,494百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 44百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 502百万円 |
| (5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。 | |

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,405百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

| | |
|--------------|-----------|
| ① 売上高 | 22,687百万円 |
| ② 仕入高 | 1,360百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 42百万円 |

(2) 減損損失

当社は工事部門については支店毎に、製品部門については事業所単位毎にグルーピングを行い、遊休資産については、個別物件毎に回収可能性の判断を行っている。

遊休資産については事業の用に供していない、時価が著しく下落した下記土地について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(81百万円)として特別損失に計上した。

なお、当資産の回収可能価額は、固定資産税評価額を基にした正味売却価額により算定している。

| 用 | 途 | 場 | 所 | 種 | 類 | 減 | 損 | 損 | 失 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|----|-----|
| 遊 | 休 | 資 | 産 | 福 | 岡 | 土 | 地 | 81 | 百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の種類及び数

| | |
|------|----------|
| 普通株式 | 198,521株 |
|------|----------|

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|---------|----------|
| 賞与引当金 | 339百万円 |
| 退職給付引当金 | 1,514百万円 |
| 貸倒引当金 | 83百万円 |
| その他の他 | 371百万円 |

| | |
|----------|----------|
| 繰延税金資産小計 | 2,307百万円 |
|----------|----------|

| | |
|--------|---------|
| 評価性引当額 | △104百万円 |
|--------|---------|

| | |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 2,203百万円 |
|----------|----------|

繰延税金負債

| | |
|--------------|--------|
| 固定資産圧縮積立金 | △8百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △38百万円 |
| その他の他 | △4百万円 |

| | |
|----------|--------|
| 繰延税金負債合計 | △51百万円 |
|----------|--------|

| | |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産の純額 | 2,152百万円 |
|-----------|----------|

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① 当期末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|---------|---------|------------|---------|
| 機械・運搬具 | 622百万円 | 292百万円 | 329百万円 |
| 工具器具・備品 | 3百万円 | 3百万円 | 0百万円 |
| 合計 | 625百万円 | 296百万円 | 329百万円 |

② 当期末日における未経過リース料相当額

| | |
|-----|--------|
| 1年内 | 103百万円 |
| 1年超 | 233百万円 |
| 合計 | 336百万円 |

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|----------|--------|
| 支払リース料 | 117百万円 |
| 減価償却費相当額 | 109百万円 |
| 支払利息相当額 | 8百万円 |

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

| | |
|-----|--------|
| 1年内 | 69百万円 |
| 1年超 | 167百万円 |
| 合計 | 237百万円 |

(3) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社名 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の 被所有割合 | | 関係内容 | |
|-----|------|------------|--------------|--|---------------------|--------------|---------------|--------------------------------|
| | | | | | 直接 (%) | 間接 (%) | 役員の 兼任等 | 事業上の関係 |
| 親会社 | ㈱大林組 | 大阪市 中央区 | 57,752 | 建設、土木工事の請負並びにこれらに関連する事業、不動産の売買、賃貸並びにこれらに関連する事業 | 40.66 | — | — | 建設工事の受注、製品の販売、建物等の賃借並びに建築工事の発注 |
| | | 取引の内容 | | 取引金額 (百万円) | 科目 | | 期末残高 (百万円) | |
| | | 建設工事等の受注 | | 22,167 | 完成工事未収入金 未成工事受入金 | 8,327 434 | | |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 建設工事の受注、製品の販売及び建築工事の発注については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件となっている。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 490円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円62銭 |

9. 退職給付会計に関する事項

(1) 退職給付債務に関する事項

| | |
|--------------------|-----------|
| ① 退職給付債務 | △8,973百万円 |
| ② 年金資産 | 4,785百万円 |
| ③ 未積立退職給付債務 (①+②) | △4,188百万円 |
| ④ 未認識数理計算上の差異 | 458百万円 |
| ⑤ 貸借対照表計上額純額 (③+④) | △3,729百万円 |
| ⑥ 前払年金費用 | 336百万円 |
| ⑦ 退職給付引当金 (⑤-⑥) | △4,065百万円 |

(2) 退職給付費用に関する事項

| | |
|--------------------|---------|
| ① 勤務費用 | 353百万円 |
| ② 利息費用 | 213百万円 |
| ③ 期待運用収益 | △126百万円 |
| ④ 数理計算上の差異の費用処理額 | △33百万円 |
| ⑤ 退職給付費用 (①+②+③+④) | 407百万円 |

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|------------------|--------|
| ① 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ② 割引率 | 2.5% |
| ③ 期待運用収益率 | 2.5% |
| ④ 過去勤務債務の額の処理年数 | 1年 |
| ⑤ 数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |

(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。)

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 5 月 9 日

大林道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 齊 藤 一 昭 ㊞ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 矢 田 堀 浩 明 ㊞ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 諏 訪 部 修 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大林道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する事項を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 20 年 5 月 14 日

大林道路株式会社 監査役会

常勤監査役 栗 本 正 義 ㊟

常勤監査役 原 利 充 ㊟

監 査 役 鹿 島 晃 ㊟

監 査 役 小 柳 郁 夫 ㊟

(注) 監査役栗本正義、監査役鹿島晃及び監査役小柳郁夫の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|----------------|---------------|-------------------|---------------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| (資産の部) | (78,495) | (負債の部) | (55,445) |
| 流動資産 | 57,242 | 流動負債 | 47,933 |
| 現金及び預金 | 6,664 | 支払手形・工事未払金等 | 32,789 |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 35,993 | 短期借入金 | 6,200 |
| 販売用不動産 | 29 | 未払法人税等 | 752 |
| 未成工事支出金等 | 12,198 | 未成工事受入金 | 5,385 |
| 繰延税金資産 | 607 | 完成工事補償引当金 | 55 |
| その他 | 1,793 | 工事損失引当金 | 397 |
| 貸倒引当金 | △43 | その他 | 2,353 |
| 固定資産 | 21,252 | 固定負債 | 7,511 |
| 有形固定資産 | 17,222 | 長期借入金 | 1,300 |
| 建物・構築物 | 3,069 | 再評価に係る繰延税金負債 | 2,062 |
| 機械・運搬具 | 2,023 | 退職給付引当金 | 4,065 |
| 工具器具・備品 | 225 | その他 | 83 |
| 土地 | 11,837 | (純資産の部) | (23,049) |
| 建設仮勘定 | 65 | 株主資本 | 22,819 |
| 無形固定資産 | 318 | 資本金 | 6,293 |
| 投資その他の資産 | 3,711 | 資本剰余金 | 6,095 |
| 投資有価証券 | 782 | 利益剰余金 | 10,473 |
| 繰延税金資産 | 1,546 | 自己株式 | △43 |
| 長期保証金 | 577 | 評価・換算差額等 | 230 |
| その他 | 1,402 | その他有価証券評価差額金 | 251 |
| 貸倒引当金 | △596 | 繰延ヘッジ損益 | △1 |
| | | 土地再評価差額金 | △19 |
| 資産合計 | 78,495 | 少数株主持分 | － |
| | | 負債及び純資産合計 | 78,495 |

連結損益計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

| | | 百万円 |
|--------------|-----|-------------------|
| 売上高 | | 95,048 |
| 売上原価 | | 88,271 |
| 売上総利益 | | <u>6,776</u> |
| 販売費及び一般管理費 | | 5,159 |
| 営業利益 | | <u>1,616</u> |
| 営業外収益 | 百万円 | |
| 受取利息配当金 | 34 | |
| 技術指導料 | 25 | |
| 持分法による投資利益 | 22 | |
| その他営業外収益 | 48 | 131 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 134 | |
| デリバティブ評価損 | 51 | |
| その他営業外費用 | 38 | 224 |
| 経常利益 | | <u>1,523</u> |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 13 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 15 | |
| 移転補償金 | 58 | |
| その他特別利益 | 0 | 88 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産廃却及び売却損 | 114 | |
| 減損損失 | 81 | |
| 事務所等撤去費用 | 77 | |
| その他特別損失 | 26 | 300 |
| 税金等調整前当期純利益 | | <u>1,311</u> |
| 法人税、住民税及び事業税 | 764 | |
| 法人税等調整額 | △3 | 760 |
| 当期純利益 | | <u><u>551</u></u> |

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成19年3月31日 残 高 | 6,293 | 6,095 | 10,198 | △36 | 22,551 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | - | △139 | - | △139 |
| 当 期 純 利 益 | - | - | 551 | - | 551 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | - | - | - | △6 | △6 |
| 土地再評価差額金取崩額 | - | - | △136 | - | △136 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | - | - | - | - | - |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | - | 274 | △6 | 267 |
| 平成20年3月31日 残 高 | 6,293 | 6,095 | 10,473 | △43 | 22,819 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | 少数株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|------------------|---------|--------------------|------------------------|--------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 平成19年3月31日 残 高 | 398 | - | △156 | 242 | - | 22,794 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | - | - | - | - | △139 |
| 当 期 純 利 益 | - | - | - | - | - | 551 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | - | - | - | - | - | △6 |
| 土地再評価差額金取崩額 | - | - | - | - | - | △136 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △147 | △1 | 136 | △12 | - | △12 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △147 | △1 | 136 | △12 | - | 255 |
| 平成20年3月31日 残 高 | 251 | △1 | △19 | 230 | - | 23,049 |

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

東洋テクノ建設(株)、東洋パイプリノベート(株)

なお、前連結会計年度において連結子会社であった(株)藤岡組は平成19年7月25日に清算終了のため、除外した。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 4社

持分法適用関連会社の名称

フォレストコンサルタント(株)、TMSライナー(株)、日本スナップロック(株)、ミノル工業(株)

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致している。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有 価 証 券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デ リ バ テ ィ ー

時価法

ハ. た な 卸 資 産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品

先入先出法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有 形 固 定 資 産

定率法によっている。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く。)については定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ロ. 無 形 固 定 資 産

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸 倒 引 当 金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

ハ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

ニ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時に一括費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による均等額を、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理している。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によって

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用している。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建予定取引に対するヘッジ手段として為替予約取引を行っている。借入金の利息に対するヘッジ手段として金利スワップ取引を行っている。

ハ. ヘ ッ ジ 方 針

社内管理規程に従い、特定の資産及び負債の有する為替変動リスクまたは金利変動リスクを、保有期間をとおして効果的にヘッジする目的で利用している。

二、ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺する取引を行っているため、有効性の判定を省略している。

なお、金利スワップについては、特例処理適用の判定をもって有効性の判定に代えている。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は工事完成基準によっている。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計処理の変更

有形固定資産の減価償却の方法の変更

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、それぞれ37百万円減少している。

(追加情報)

法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

これにより従来の方法によった場合と比較して、営業利益が84百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、それぞれ85百万円減少している。

(2) 表示方法の変更

① 前連結会計年度まで区分掲記していた営業外収益の「手数料収入」（当連結会計年度10百万円）は当連結会計年度において重要性が減ったため、当連結会計年度より「その他営業外収益」の中に含めて表示している。

② 前連結会計年度まで特別利益の「その他特別利益」の中に含めて表示していた「固定資産売却益」は当連結会計年度において重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。なお、前連結会計年度における「固定資産売却益」の金額は3百万円である。

③ 前連結会計年度まで区分掲記していた特別損失の「その他特別損失」の中に含めて表示していた「事務所等撤去費用」は当連結会計年度において重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。なお、前連結会計年度における「事務所等撤去費用」の金額は6百万円である。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産は、差入保証金の代用として差入れている。

投資有価証券 20百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 17,289百万円

(3) 受取手形割引高 976百万円

(4) 当社においては「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,405百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは工事部門については支店毎に、製品部門については事業所単位毎にグルーピングを行い、遊休資産については、個別物件毎に回収可能性の判断を行っている。

遊休資産については事業の用に供していない、時価が著しく下落した下記土地について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（81百万円）として特別損失に計上した。

なお、当資産の回収可能価額は、固定資産税評価額を基にした正味売却価額により算定している。

| 用 | 途 | 場 所 | 種 類 | 減 損 損 失 |
|---|---|-------|-----|---------|
| 遊 | 休 | 福 岡 県 | 土 地 | 81百万円 |

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

46,818,807株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成19年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 139百万円 | 3円 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月27日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成20年6月24日開催の第77期定時株主総会において次のとおり付議します。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成20年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 139百万円 | 3円 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日 |

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

494円42銭

(2) 1株当たり当期純利益

11円82銭

7. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 5 月 9 日

大林道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

| | | | |
|------------------------|-----------|-----------|---|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 齊 藤 一 昭 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 矢 田 堀 浩 明 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 諏 訪 部 修 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大林道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大林道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第77期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成20年5月14日

大林道路株式会社 監査役会

常勤監査役 栗本正義 ㊟

常勤監査役 原利充 ㊟

監査役 鹿島晃 ㊟

監査役 小柳郁夫 ㊟

(注) 監査役栗本正義、監査役鹿島晃及び監査役小柳郁夫の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第77期の期末配当につきましては、安定した配当を継続することを基本とし、当期の業績及び今後の事業展開への備えなどを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき金3円 総額139,860,858円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）の任期が満了いたしますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|---|-------------|
| 1 | 石井 哲夫 (昭和21年6月29日生) | 昭和46年4月 株式会社大林組入社 平成14年4月 当社本店工務部長 平成15年4月 当社九州支店長 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員 平成19年6月 当社専務執行役員（現任） (担当：経営全般、工事部門統括・合材事業) | 17,320株 |
| 2 | 水谷 裕 (昭和18年7月8日生) | 昭和42年4月 当社入社 平成11年6月 当社北関東支店長 平成13年6月 当社取締役 平成14年4月 当社中部支店長 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役（現任） 当社専務執行役員（現任） (担当：営業部門統括) | 5,000株 |
| 3 | 鈴木 克博 (昭和23年12月8日生) | 昭和47年3月 株式会社大林組入社 平成4年8月 タイ大林取締役総務部長 平成8年4月 同社取締役副社長 平成18年4月 同社顧問 平成18年5月 当社顧問 平成18年6月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任） 平成20年4月 当社中国支店長（現任） (担当：中国支店長) | 4,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況 | 所有する当社の 株 式 の 数 |
|-----------|--------------------------|--|--------------------|
| 4 | 川 田 文 和 (昭和27年2月10日生) | 昭和49年4月 株式会社大林組入社 平成11年6月 同社本店土木事務部副部長 平成13年12月 同社名古屋支店総務部副部長 平成15年7月 同社名古屋支店総務部経 理グループ長 平成16年6月 当社本店経理部長 平成18年6月 当社執行役員（現任） 平成19年6月 当社本店総務部長（現任） (担当：総務部長、人事・経理・情報システム) | 2,000株 |
| 5 | 濱 田 道 博 (昭和27年1月22日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成10年5月 当社本店経理部次長 平成13年7月 当社東北支店総務部長 平成15年4月 当社本店合材事業部長（現任） 平成18年6月 当社執行役員（現任） (担当：合材事業部長、経営企画) | 2,000株 |

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役小柳郁夫氏が退任し、また、監査役栗本正義氏、監査役原利充氏及び監査役鹿島晃氏の任期が満了いたしますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|---|-------------|
| 1 | 鹿島 晃 (昭和22年6月17日生) | 昭和41年4月 株式会社大林組入社 平成9年12月 同社東京本社経理部副部長 平成11年6月 株式会社ショックベトン・ジヤパン取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成15年7月 株式会社大林組監査室長 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成20年4月 株式会社大林組業務管理室専門士(現任) | 0株 |
| 2 | 堅田 浩 (昭和22年4月7日生) | 昭和48年3月 当社入社 平成11年4月 当社東京支店総務部長 平成13年7月 当社東京支店副支店長 平成14年4月 当社関東支店副支店長 平成15年4月 当社本店総務部長 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務執行役員(現任) 平成18年4月 当社九州支店長 (担当:内部統制) | 7,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況 | 所有する当社の 株 式 の 数 |
|-----------|--------------------------|---|--------------------|
| 3 | 杉 山 秀 樹 (昭和25年9月6日生) | 昭和49年4月 株式会社大林組入社 平成14年4月 大林U S Aへ出向 平成16年2月 株式会社大林組エンジニアリング本部企画部長 平成17年6月 同社建築本部生産施設エンジニアリング部上席グループ長 平成17年8月 同社建築本部エンジニアリング企画部長 平成18年8月 同社建築本部エンジニアリング本部企画部長 平成19年10月 同社グループ事業統括室長(現任) | 0株 |
| 4 | 杉 本 重 治 (昭和26年10月3日生) | 昭和50年4月 株式会社大林組入社 平成14年7月 同社総合企画室部長 平成15年7月 同社総合企画室上席グループ長 平成16年6月 同社グループ事業統括室上席グループ長 平成17年6月 同社北陸支店総務部長 平成19年4月 同社東京建築事業部購買部上席グループ長 平成20年4月 同社業務管理室長(現任) | 0株 |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鹿島晃氏、杉山秀樹氏及杉本重治氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由について
- ① 鹿島晃氏につきましては、株式会社大林組の経理部副部長、監査室長を歴任し財務及び会計に関する相当程度の知見を、また株式会社ショッケルト・シヤパソンの常務取締役としての経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 杉山秀樹氏につきましては、株式会社大林組にてニューヨーク駐在員、ベルリン営業所長、欧州営業所長などを歴任し、国際的な視野を有していることを、また現

在同社のグループ事業統括室長として同社のグループ会社を統括管理している経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものがあります。

- ③ 杉本重治氏につきましては、株式会社大林組の人事部副部長、財務部副部長、総合企画室部長などを歴任し、現在、同社の以前の監査室に内部統制を加えて平成20年4月1日付けで改組された業務管理室の室長としての経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (2) 特定関係事業者の業務執行者について

鹿島晃氏、杉山秀樹氏及び杉本重治氏は、当社の親会社であります株式会社大林組の使用人であり、同社から給与等の支給を受けています。なお、鹿島晃氏は、平成20年6月で同社を退職する予定であります。

また、杉山秀樹氏は、平成16年4月から平成18年6月までは株式会社東洋エコ・リサーチ（株式会社大林組子会社）代表取締役社長であり、平成16年8月からはアイオーティカーボン株式会社（株式会社大林組子会社）代表取締役社長（現任）であります。

- (3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

鹿島晃氏は、本総会終結の時をもって当社の社外監査役の在任期間が4年となります。

- (4) 責任限定契約の内容の概要について

当社と鹿島晃氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度までとする契約を結んでおり、本総会において同氏が再任された場合には、本契約は継続となります。

また、杉山秀樹氏及び杉本重治氏が本総会において選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

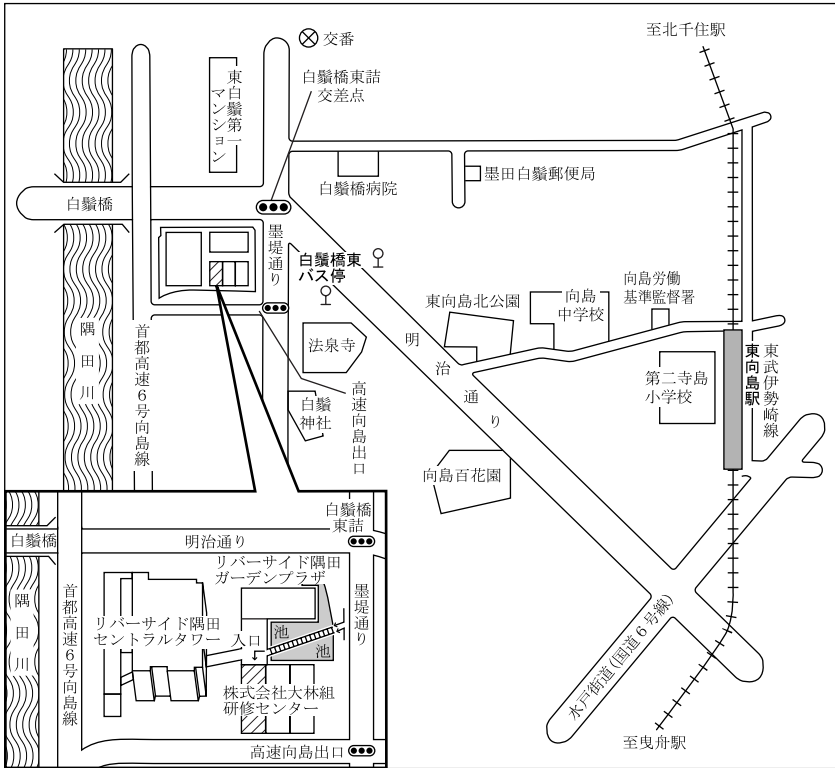
会場 東京都墨田区堤通1丁目19番19号

株式会社大林組研修センター 1階大研修室

交通 東武伊勢崎線 東向島駅より徒歩約10分

都営バス 白鬚橋東バス停より徒歩約4分

（里22系統（日暮里駅前↔亀戸駅前）
 墨38系統（東京リハビリテーション病院前↔両国駅前）
 南千48系統（南千住駅東口↔亀戸駅前）



お問い合わせ先 大林道路株式会社本店総務部
 TEL 03-3618-6500